

戸田市歩行者利便増進道路(ほこみち)

ガイドライン

令和6年4月

戸田市

道路管理課

目次	1
1.はじめに	2
(1)目的	
(2)歩行者利便増進道路とは	
(3)用語の定義	
2.戸田市歩行者利便増進道路制度の概要	4
(1)占用目的	
(2)歩行者利便増進道路対象路線	
(3)利便増進誘導区域(占用場所)	
(4)占用場所の利用方法	
(5)電源設備	
(6)占用主体	
(7)占用物件	
(8)占用許可の条件	
(9)実施時間	
(10)占用料	
(11)占用期間	
(12)損害の賠償等	
(13)許可の取り消し	
3.市への報告	11
(1)苦情等の発生	
(2)定期及び占用期間満了時の報告	
4.占用の流れ	12
(1)占用の流れ	
5.注意事項等	13
(1)注意事項	
(2)禁止事項	
6.参考資料	14
(1)Q&A	
(2)別紙	

1.はじめに

(1)目的

これまで、道路空間は自動車の安全かつ円滑な通行を主目的として整備をしてきました。しかしながら、近年は、これまでの交通機能に加え、賑わい空間の創出、歩行者や自転車等の安全・安心や新たなモビリティの通行など、道路空間に対するニーズが多様化しています。

そこで、国では、2020年(令和2年)の道路法改正により、賑わいのある道路空間を構築するため「歩行者利便増進道路(ほこみち)制度」を創設しました。

本市でも、市内3駅周辺地域において、道路空間など公共空間の回遊性を高め、賑わいの場を創出することで民間活力を活用し「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を推進するため、新たに整備された戸田駅西口駅前周辺を皮切りに、歩行者利便増進道路(ほこみち)制度を活用することとしました。

本ガイドラインはその活用において占用時等に関する基準を定めるものです。

(2)歩行者利便増進道路とは

「歩行者利便増進道路(ほこみち)」に指定した道路では、

- ・歩道等の中に歩行者の滞留・賑わい空間を定めることが可能
- ・無余地性の基準が除外され、カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなる
- ・民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となる

等、道路の構造基準及び占用制度に関する利点が設けられます。



池袋・GREEN BLVD MARKET(ベンチ・テーブル)
(出典:https://sotonoba.place/ikebukuro_greenblvdmarket_parklet)



デジタルサイネージ
(出典:東京都新宿区)

(3)用語の定義

本ガイドラインで使用する用語の解説は以下のとおりとします。

【歩行者利便増進道路】

「歩行者利便増進道路(ほこみち)」に指定した道路では、「歩道等の中に歩行者の滞留・賑わい空間」を定めることができ、無余地性の基準が除外されます。カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなり、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となる等、道路の構造基準及び占用制度に関する利点があります。

【利便増進誘導区域】

利便増進誘導区域は歩行者利便増進道路のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設の適正かつ計画的な設置を誘導するため指定した区域となります。当該区域内では、歩行者利便増進施設の占用について、無余地性の基準にとられず歩行者の利便増進のために必要な機能を配置することができることとなります。

【歩行者利便増進施設】

歩行者の利便の増進に資する施設として、利便増進誘導区域内に設けられるものとなります。施設の種類の種類は道路法施行令第16条の2で定められています。(詳細はP8「(7)占用物件」のとおり)

【占用主体】

利便増進誘導区域内で歩行者利便増進道路制度を活用し、道路占用をする者を「占用主体」とします。

占用主体となることができる者は、原則として、法人、団体とします。

【関係法令】

本ガイドラインにおける主な法令の略称は以下のとおりとなります。

法	… 道路法
令	… 道路法施行令
条例	… 戸田市道路占用料条例
施行規則	… 戸田市道路占用料条例施行規則

2.戸田市歩行者利便増進道路制度の概要

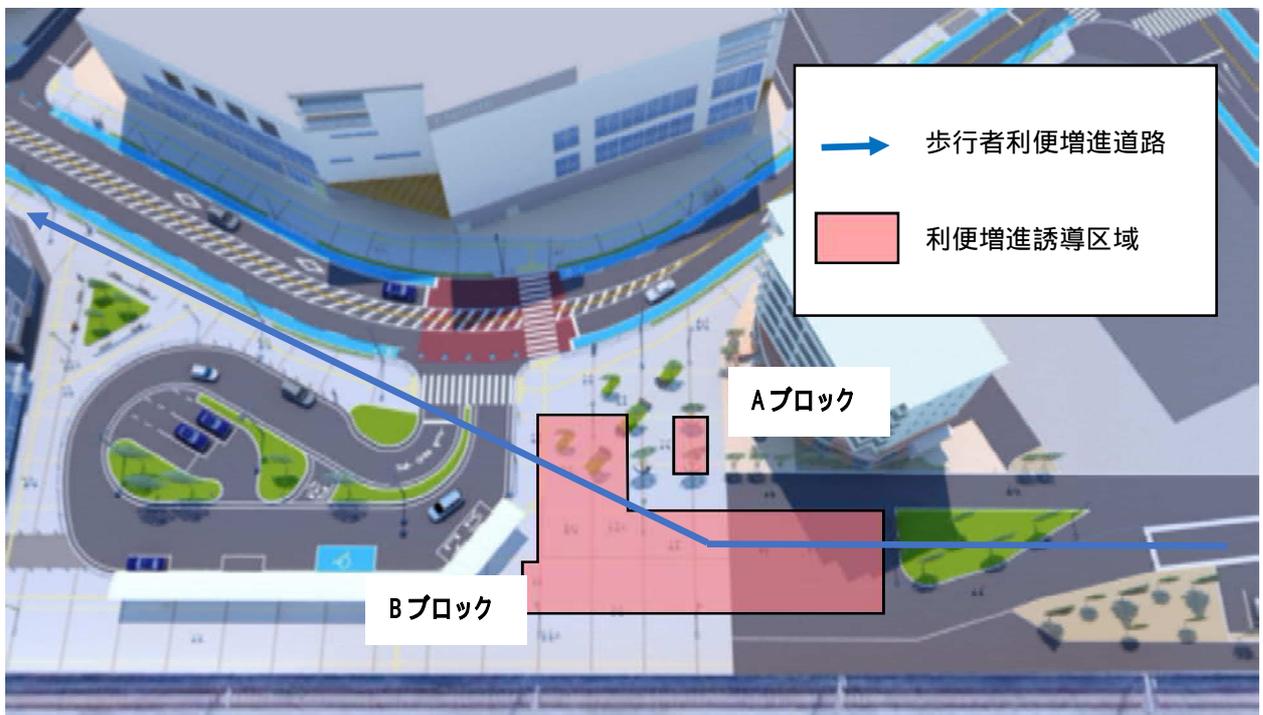
(1) 占用目的

道路区域内に歩行者の滞留のための空間を確保し、その空間において歩行者の利便増進が図られ、快適な生活環境の確保及び地域活性化に資することを目的とします。

(2) 歩行者利便増進道路対象路線

戸田市の歩行者利便増進道路及び利便増進誘導区域は以下のとおりとなります。

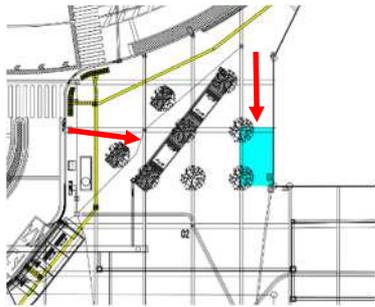
・市道第 7009 号線(大字新曽字柳原 668-1 地先から大字新曽字柳原 417-3)



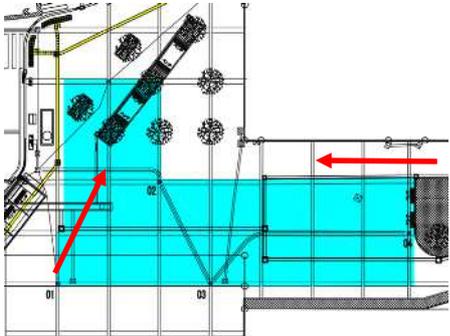
(3) 利便増進誘導区域(占用場所)

各占用場所の概要は以下のとおりとなります。

【Aブロック】

面積	30 m ²	配置図	
用途	通常利用		
路線名	市道第7009号線		
電源設備	なし		
占用料単価	条例別表(第3条関係)に定める各占用物の額		
現地写真		現地写真	
			

【Bブロック】

面積	最大 667 m ²	配置図	
用途	通常利用 イベント		
路線名	市道第7009号線		
電源設備	あり		
占用料単価	条例別表(第3条関係)「令第7条第8号に掲げる施設(その他のもの)」		
現地写真		現地写真	
			

(4) 占用場所の利用方法

占用場所の利用方法は以下のとおりとなります。

Aブロック...通常利用(例:ワゴン等による物品の販売、店舗イベントでの活用)

Bブロック...通常利用(例:キッチンカー、ワゴン等による物品の販売等)

...イベント(各種祭り等)



【通常利用:キッチンカー】



【イベント:ハロウィンフェス】



【イベント:とだロコピクニック】



【イベント:とだロコピクニック】

(5) 電源設備

『Bブロック』では、電源設備(コンセント)を用意しており、電源の料金は必要となりますが、使用することができます。

使用に際する注意事項は以下のとおりとなります。

- ア 15A(1500W)まで使用可能です。それ以上の機器は接続しないでください。
- イ 15A以上の電源が必要な場合は、各自で発電機等をご用意ください。
- ウ 電源設備は全部で4箇所あります。最寄りの電源設備を使用してください。
- エ 万一、ブレーカーが落ちてしまった場合は、各自で電源設備奥にありますブレーカーを復旧してください。(六角レンチを使用)
- オ 電源設備につないだ配線は、歩行者等が踏かないように必ず養生をしてください。
- カ 電源設備の使用に必要な鍵は占有許可書の発行時にお渡しします。また、占有終了後は直ちに鍵の返却をお願いします。
- キ 電源設備は広場を借りている方のみが使用可能なもののため、鍵は厳重に管理してください。
- ク 電気使用料はコンセント1箇所当たり1日200円となります。使用を希望する場合は、「歩行者利便増進道路利用概要書」に使用するコンセント数及び日数の記載をお願いします。
- ケ 電源設備の使用にあたり、ご不明な点がございましたら、『戸田市役所 道路管理課』にお問い合わせください。(平日 8:30~17:00)



【電源設備配置図】

(6) 占用主体

占用主体は以下の要件をすべて満たした法人・団体とします。

- ア 道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理を行うことができる者として。
- イ 歩行者利便増進施設の設置により市長による樹木や側溝などの日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者として。
- ウ 占用主体又は、占用主体を構成する事業者は、戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号。）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

(7) 占用物件

利便増進誘導区域に、占用できる物件は以下もので、歩行者の利便増進に資するものとします。（令第16条の2）

- ・広告塔、ベンチ、街灯、電飾、提灯、ランプ、フラワーポット、音響機材（スピーカーなど）
- ・看板、標識、旗ざお、幕、アーチ
- ・食事施設、購買施設
（テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。）
- ・レンタルサイクル用の自転車駐車器具
- ・催しのために設けられる露店、商品置場、ステージ、やぐら、観客席
（テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む）

ただし、良好な景観づくりを推進するため、広告物は、過剰な設置を避け、効率的な配置や集約化、必要最小限の設置に努めてください。

(8) 占用許可の条件

占用許可の条件は以下のとおりとします。

【占用物件について】

- ア 歩行者利便増進施設等の落下、剥離、老朽、汚損等のないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等のおそれがある場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- イ 広告塔等、ベンチ等、標識等及び広告塔等については、表示内容が公序良俗に反するものではないこと。
- ウ 夜間や強風時には、いたずらや強風により、占用許可を受けた区域外に当該施設等を構成する物件、商品等が散乱したり、落下、倒壊等による事故

が発生したりすることのないよう、屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管理がなされるものであること。

エ 道路維持管理への協力として、占用区域周辺道路の除草、清掃及び道路の日常的な点検を行うこと。

【環境整備について】

ア 食事施設等及び露店等については、その設置により、多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通又は構造に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

イ 沿道飲食店等の路上利用の終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。

ウ イベント等で発生したごみ等については、ごみ箱を設置し、占用主体の責任で処分すること。

【実施内容について】

ア 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

イ 公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。

ウ 近隣店舗等から実施内容について、同意を得ていること。

エ 保健所や警察署、消防署等の関係機関に届出・申請等が必要な場合は、その事務手続きを必ず行うこと。

オ 占用主体は、道路維持管理の実施状況を取りまとめ、半年ごとに「別紙3 歩行者利便増進道路定期報告書」により市長に報告すること。

【その他】

ア 歩行者利便増進施設の占用許可にあたり、一般的な条件も遵守すること。

イ 長期間の占用期間中に他の者から、イベント等の実施のため占用したい旨の希望があった場合には、実施に関する調整に可能な限り協力すること

ウ その他市長が必要と認める事項。

(9) 実施時間

実施時間については、以下のとおりとします。

ブロック		開始時間	終了時間
Aブロック		9:00	21:00
Bブロック	通常	9:00	21:00
	イベント	8:00	21:00

(10) 占用料

占用料の取扱いは以下のとおりとします。

- ア 占用料の額は条例第3条のとおりとします。
- イ 占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域周辺道路の除草、清掃及び道路の日常的な点検など）が行われることを前提とし、施行規則に基づき、条例で定める占用料の額の90%を減免するものとします。
- ウ 占用主体による道路維持管理への協力が確認できない、あるいは不適切な場合、占用料の減免を取り消すものとします。
- エ 占用料は年度ごとに支払うこととなります。
- オ 市の都合等により、占用期間中に使用できなかった期間については占用料を日割りにて返却するものとします。（条例第6条、法第71条第2項）
- カ Bブロックは、全体でも一部のみでも占用が可能となります。占用する面積に応じた占用料の支払いとなります。

(11) 占用期間

占用期間については、最長3年間とします。（3年ごとに更新可能）

また、占用期間の途中で、終了したい場合は、占用廃止届が必要となります。なお、その場合、占用料の返還はできません。

(12) 損害の賠償等

事業の実施中に占用主体（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）の業務の範囲において、市もしくは第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及びその内容を書面にて報告するとともに、すべて運営者の責任において、処理解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。なお、緊急時においては、電話等による報告後、後日書面を提出することも可とします。

また、保険の加入が必要な場合は、運営者の責任において加入することとします。

(13) 許可の取り消し

市は、道路法、関係法令、条例及び本ガイドラインに違反した者に対して、法第71条により占用の許可を取り消すものとします。

3.市への報告

(1) 苦情等の発生

騒音、振動、悪臭及び光害等の苦情や事故等が発生した場合は、真摯に対応し、状況の改善を図るとともに、市に報告をすること。なお、市への報告様式は任意とします。

(2) 定期及び占用期間満了時の報告

占有者は、占有申請時に道路占用料減免の条件となっている「道路維持管理への協力」に関し実施した内容及び来客数等を記載した「歩行者利便増進道路定期報告書」を半年に一度、翌月末までに提出するものとします。また、占有期間満了時も同様とします。

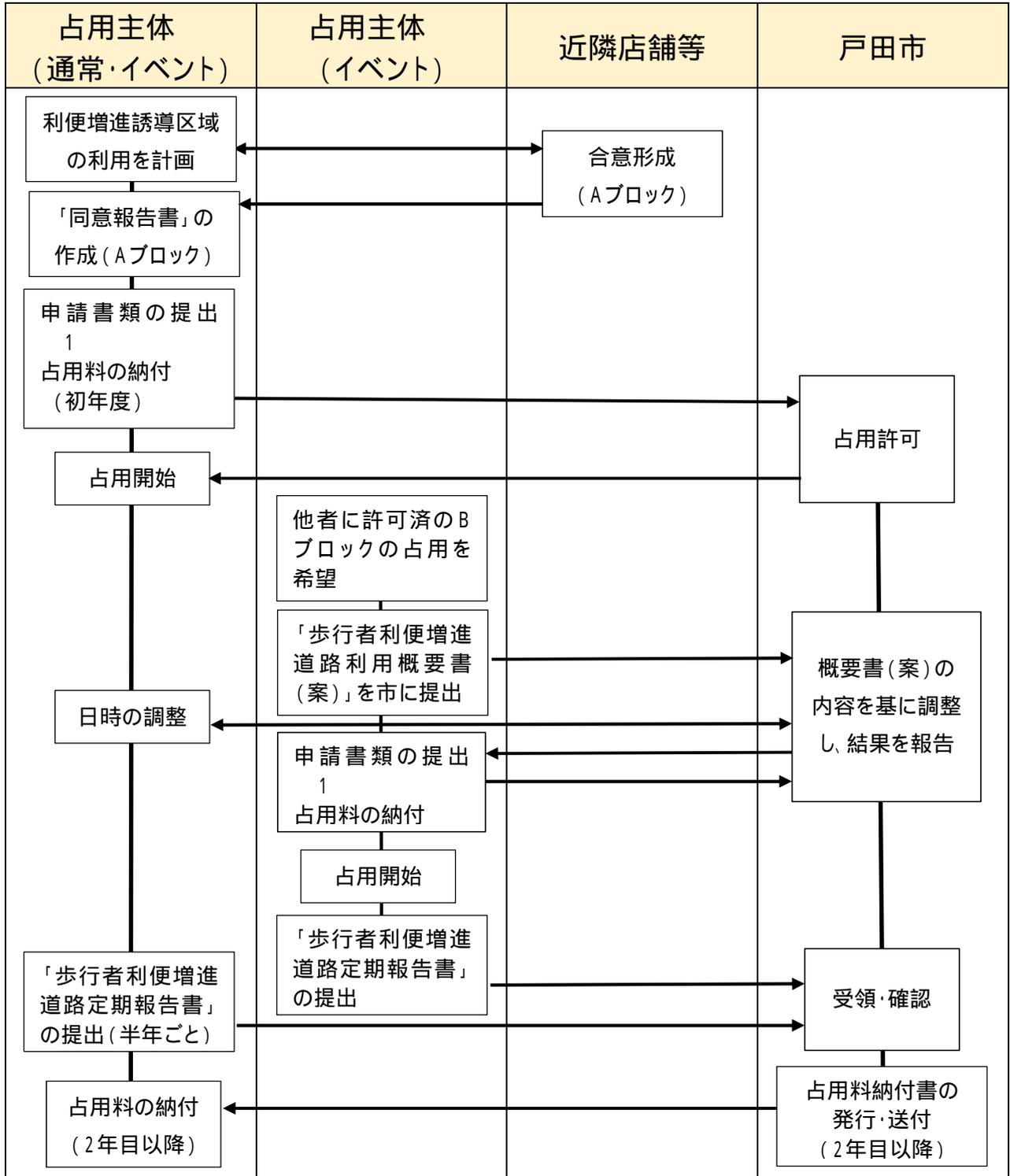
なお、Bブロックでイベントを実施した場合は、イベントごとに報告をお願いします。

道路維持管理への協力...占有区域周辺道路の除草、清掃及び道路の日常的な点検（舗装の陥没、ひび割れ等の道路に関する異常を発見した際における道路管理者（戸田市）への報告）

4. 占用の流れ

(1) 占用の流れ

歩行者利便増進道路に関する道路占用の流れは以下のとおりとします。



1 「道路占用許可申請書」「歩行者利便増進道路利用概要書」「同意報告書」

5.注意事項等

(1)注意事項

当該地区を使用する際の注意事項は以下のとおりとします。

- ア 歩行空間への車両の乗り入れは、資材などの搬入・搬出など最小限度とし、歩行者の安全に注意すること。
- イ 火器を使用する場合は、直火は禁止とし、消火器を準備したうえで、地面を汚さないよう使用すること。また、燃料の保管や補給方法などについて細心の注意を払うこと。
- ウ 電気（Bブロック以外）・水道は設置されていないため、必要な場合は各自で用意すること。
- エ 気象庁から警報等が発令された場合は、占用主体は事業等の中止を含め、安全確保のうえ、避難行動等適切な行動をとること。

(2)禁止事項

当該地区を使用する際の禁止事項は以下のとおりとします。

- ア 占用する範囲はP4～5で示している範囲内とすること。
- イ 公序良俗に反すること。
- ウ ギャンブル（公営競技を除く）に関すること。
- エ 政治活動に関すること。（公職選挙法によって許可されているものは除く）
- オ 個人及び特定の団体を非難する主義又は主張を述べること。
- カ 宗教に関する集会等を実施すること。
- キ 承認されていない露天商又は行商その他これらに類する行為をすること。
- ク 宿泊、仮眠などその他これらに類する行為をすること。
- ケ 周辺の歩行者等の通行を妨げる行為をすること。
- コ 道路標識や市掲示物等の視認を妨げること。
- サ 許可を得ていない占用物件を設置すること。
- シ 許可を受ける前にイベント等の周知、広報を行うこと
- ス 占用範囲外にチラシやのぼりなどの広告物を掲示すること。
- セ 占用範囲内であっても店舗・イベント内容と異なる一般広告物を掲出すること。
- ソ 大音量の楽器等を使用すること。
- タ ごみなどの汚物を捨てること。
- チ その他、市長が不相当と認めること。

6. 参考資料

(1) Q&A

占有主体について
対象となる店舗について
道路の占有範囲について
占有物件の設置時間帯について
火器の使用について
道路維持管理への協力について
近隣や通行者からの苦情やトラブルについて
道路占有許可の取り消しについて
同意報告書の範囲について

(2) 別紙

別紙1 歩行者利便増進道路利用概要書
別紙2 同意報告書
別紙3 歩行者利便増進道路定期報告書

(1)Q&A

占用主体について

Q :個人でも占用主体となれますでしょうか？

A :Bブロックの占用に関しては、個人による占用は認めておりません。なお、その他の場所で、自らが運営する店舗の前に利便増進誘導区域がある場合の占用の可否については、市に確認をお願いします。

対象となる店舗について

Q :利用できるのは、飲食店のみでしょうか？

A :食事施設や購買施設を設置することができます。ただし、設置できるのは「P8(7) 占用物件」に規定されたものとなります。なお、設置したい施設が対象となるか不明な場合は市にお問い合わせください。

道路の占用範囲について -1

Q :占用範囲内であれば、どこでも使っていいのでしょうか？

A :基本的には占用範囲内であれば、どこでも使用可能となります。ただし、Aブロックについては、使用する範囲、内容を近隣店舗等(同一ビル内のテナントや隣の店舗)の同意を得てください。

道路の占用範囲について -2

Q :Bブロックはすべての面積を占有しないとイケないのでしょうか？

A :一部分のみの占有も可能となります。一部を占有する場合は、占有する範囲を記した図面等を申請時に提出してください。なお、申請した範囲外を占有することはできません。

占用物件の設置時間帯について

Q :数日間にわたるイベントや自己の店舗前などに設置した施設は、許可時間外も置いたままにして良いのでしょうか？

A :原則として、常時設置し続けることはできません。毎日営業時間が終了したら片づけて、翌日再度設置してください。なお、どうしても引き続き設置させておくことが必要な場合は、警察及び市と協議を行ってください。

火器の使用について

Q :火器器具等を使用しても良いのでしょうか？

A : 火器器具等を使用することは可能ですが、消火器の設置を含め、来場者や歩行者の安全が確保できるよう対策を取ってください。また、使用に関し、他の機関に届出等が必要な場合は、必ず実施してください。

道路維持管理への協力について

Q : 道路維持管理への協力はどのような内容をどのくらいの範囲を行えばいいのでしょうか？

A : イベントや食事施設等から発生したごみの処理だけでなく、道路の維持管理にご協力いただくものです。過度な負担にならない範囲で利便増進誘導区域周辺道路の除草、清掃及び道路の日常的な点検清掃・点検を行ってください。また、実施した状況を「別紙3 歩行者利便増進道路定期報告書」にて報告をお願いします。

近隣や通行者からの苦情やトラブルについて

Q : 苦情やトラブルがあった時の対応はどうしたらいいですか？

A : 道路占用を原因とする苦情やトラブルは占用主体が責任を持って対応を行ってください。苦情等の発生時には、市に連絡をしてください。また、苦情等に至った原因や経緯を確認し、再発防止に努めていただくとともに、「別紙3 歩行者利便増進道路定期報告書」にて対応策などの報告をお願いします。

道路占用許可の取り消しについて

Q : どのような時に、占用許可が取り消されるのですか？

A : 道路法、関係法令、条例及び本ガイドラインに違反した者に対し、占用許可の取り消しを行うこととします。なお、その場合において、納付済みの占用料を返却することはできません。

同意報告書の範囲について

Q : 同意はどの範囲まで必要となりますか？

A : 隣にある店舗等や、同一建物の方などを想定していますが、状況により異なりますので、書類作成前に道路管理課にご確認ください。

歩行者利便増進道路利用概要書

占用の場所 要図面	路線名								
	場所								
利用を希望する区画	ブロック	Bブロックを占有する場合は占有範囲が分かる図面を添付すること							
実施する事業内容									
占用計画期間	年	月	日	から	年	月	日	まで	
占用期間	当初許可	年	月	日	から	年	月	日	まで
	1回目更新	年	月	日	から	年	月	日	まで
	2回目更新	年	月	日	から	年	月	日	まで
	3回目更新	年	月	日	から	年	月	日	まで
	4回目更新	年	月	日	から	年	月	日	まで
実施時間	準備・片付けを含めて9時から21時までになります。								
	時	分	から	時	分	まで			
設置する利便増進施設 別紙を作成し、数量一 覧で整理することも可能	名称	規模	数量						
電源設備(コンセント) の使用 (1箇所 200円/日)	箇所	日							
進入経路	車道以外を自動車で通行する場合に提出をお願いします。 別途添付のとおり								
アルコール販売の有無	アルコールの販売は「Bブロック」のイベント時に限ります。 あり ・ なし								
ごみ処分の方法	例:持ち帰り等(飲食用の水等を含め、発生したごみ等は持ち帰りをお願いします。)								
道路維持管理への協力	【活動内容】								
	【回数】								
	【活動範囲】								
添付書類									

(記載要領)

「占用計画期間」は、原則3年間となります。

「占用計画期間」の欄は今回申請する占有期間を、「占有期間」の欄はこれまでの占有期間を記載願います。

「添付書類」の欄には、道路の占有の場所、設置する施設等の構造、車両の進入経路図等、本概要書の内容を補足する提出書類名を記載願います。

戸田市長 宛

住所
商号又は名称
代表者名
担当者名
連絡先

同意報告書

歩行者利便増進区域を占有するにあたり、その事業内容について、沿道住民(事業者)から、下記のとおり同意を得ていることを報告します。

記

【同意者】

No.	名前	住所

戸田駅西口駅前交通広場(Bブロック)を占有する場合は、不要となります。

歩行者利便増進道路定期報告書

提出日	年	月	日
報告対象期間	年	月	日 ~ 年 月 日
占有者			
占有の場所	(路線名)		
	(場所)		
実施内容			
実施日			
実施時間	時	分	~ 時 分
来客者数 (1日あたり)	人		
道路維持管理への協力	別紙のとおり		
期間中の苦情・ 事故への対応等			
その他 報告事項			
市への 要望・提案等			

(記載要領)

通常利用の場合は半年に一度、イベント実施の場合はイベントごとに、一か月以内に提出してください。
 実施日は占有した日すべてを記載してください。
 来客者数は分かる範囲内(概算で可)で記入してください。
 期間中の苦情・事故への対応等は、苦情内容、対応(実施済み、未実施両方)を記入してください。

歩行者利便増進道路定期報告書(添付資料) No.

実施日(年月日)	. .	【実施内容】
写真		
		【特記事項】
実施日(年月日)	. .	【実施内容】
写真		
		【特記事項】
実施日(年月日)	. .	【実施内容】
写真		
		【特記事項】
実施日(年月日)	. .	【実施内容】
写真		
		【特記事項】